

## 『殺傷犯捜査全書——理論と実務の詳解——』修正

本書 408 頁 28 行目から 409 頁 5 行目までにおいて、想定事例 3 に対する解答部分が編集・印刷の過程で欠落してしまったことによる不都合が生じたので、以下のとおり加筆修正いたします。

### (4) 本件判決の検討

したがって、本件判決における被告人甲の刑責については、事後強盗罪と刑法 207 条を適用した結果としての傷害罪の成立が認められると考えるべきであり、両者は観念的競合であるといえよう。また、乙の刑責については、被告人甲野の事後強盗罪のうちの暴行の部分について別個に評価し、刑法 207 条が適用されることにより、乙にも傷害罪の成立が認められると考えるべきであろう。

### 4 事例の結論

これらを踏まえると、想定事例 3 においては、乙野には強盗傷人罪の成立は認められず、強盗罪と刑法 207 条の適用による傷害罪が成立し、両者は観念的競合になると考えられる。また、甲野には、刑法 207 条の適用による傷害罪が成立すると考えるべきである。

以上